令和６年度園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱　主な改正点（案）

〇補助率の変更（別表第 1）

・研修区分（中古）、流動化区分（受益者が新規就農区分該当者の場合のみ）

【R5】県 1/4 以内、市町村 1/4 以上

⇒【R6】県 2/5 以内、市町村 1/3 以上（流動化区分のみ知事特認 1/6 以上）

〇事業実施主体の追加（別表第 1）

・研修区分　研修のれん分け

【R5】JA 出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村

⇒【R6】上記に指導農業士を追加

〇様式の改正

様式番号	改正内容
採択基準 評価表（報告）	・【評価項目】⑩経営計画の達成見込み 評価Ｂに「条件次第で達成可能」5 点を追加
第１－４号 第 11－２号	・様式番号を「第１－４－１号」と「第 11－２－１号」に変更 （注）に記載されている様式番号も同様に変更
第１－１号 第 10－１号 第 11－１号 第 13 号 第 15 号	・上記様式番号の変更に伴い、添付資料に記載されている様式番号を上記と同様に変更
第１－４－２号 第１－４－４号 第 11－２－２号 第 11－２－４号	・限度額上乗せ対象の附帯施設「ヒートポンプ又は木質バイオマスボイラー」の表記を「重油代替暖房機」に変更
第１－６号	・臨時雇用（人）の単位を（人日）に変更
第１－７号 第１－８号	・経営改善関係資金の様式と統一
第１－９号	・「（１）研修生確保にむけた活動内容及び確保の状況」を追加

	・上記に伴い既存項目の番号を修正
第４号	・令和　年度～交付要綱第７条ただし書き以外に、第９条第２項にも規定されているため、第９条を追記